

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 外1 - 29

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年1月19日

【会社名】 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 溝 口 圭 紀
同 瓜 生 和 也
同 津 江 紘 輝
同 前 田 圭一朗
同 飯 野 敦 之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした売
出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 160,000,000円

【発行登録書の内容】

| | |
|----------------|----------------|
| 提出日 | 令和3年8月2日 |
| 効力発生日 | 令和3年8月13日 |
| 有効期限 | 令和5年8月12日 |
| 発行登録番号 | 3 - 外1 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 10,000億円 |

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|----|-------|------|----------------|------|
|----|-------|------|----------------|------|

| | | | | |
|-------------|------------|-----------------|-------|----|
| 3 - 外1 - 1 | 令和3年8月25日 | 306,000,000円 | 該当なし。 | |
| 3 - 外1 - 2 | 令和3年8月26日 | 420,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 3 | 令和3年8月27日 | 182,996,100円 | | |
| 3 - 外1 - 4 | 令和3年8月27日 | 127,428,000円 | | |
| 3 - 外1 - 5 | 令和3年8月31日 | 400,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 6 | 令和3年9月1日 | 1,011,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 7 | 令和3年9月1日 | 1,435,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 8 | 令和3年9月9日 | 2,044,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 9 | 令和3年9月30日 | 400,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 10 | 令和3年10月1日 | 1,846,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 11 | 令和3年10月1日 | 3,661,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 12 | 令和3年10月12日 | 761,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 13 | 令和3年10月18日 | 463,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 14 | 令和3年10月20日 | 2,144,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 15 | 令和3年10月22日 | 173,368,104円 | | |
| 3 - 外1 - 16 | 令和3年10月29日 | 200,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 17 | 令和3年11月1日 | 1,544,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 18 | 令和3年11月1日 | 2,208,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 19 | 令和3年11月5日 | 250,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 20 | 令和3年11月12日 | 1,446,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 21 | 令和3年11月17日 | 2,841,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 22 | 令和3年11月30日 | 200,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 23 | 令和3年11月30日 | 650,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 24 | 令和3年12月1日 | 1,960,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 25 | 令和3年12月14日 | 2,178,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 26 | 令和3年12月28日 | 200,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 27 | 令和4年1月14日 | 1,540,000,000円 | | |
| 3 - 外1 - 28 | 令和4年1月19日 | 1,478,000,000円 | | |
| 実績合計額 | | 32,069,792,204円 | 減額総額 | 0円 |

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

967,930,207,796円

(発行残高の上限を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 償還年月日 | 償還金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|-------|
| 該当なし。 | | | | | | |
| 実績合計額 | | 該当なし。 | 償還総額 | 該当なし。 | 減額総額 | 該当なし。 |

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

| | |
|---------------|-------------------------|
| 「発行会社」、「当行」又は | |
| 「計算代理人」 | パークレイズ・バンク・ピーエルシー |
| 「パークレイズ・グループ」 | パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社 |
| 「英国」又は「連合王国」 | グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 |
| 「豪ドル」又は「セント」 | オーストラリア連邦の法定通貨 |
| 「円」又は「円貨」 | 日本の法定通貨 |

第一部【証券情報】

[パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年1月31日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー社債に
関する情報]

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

- 前略 -

| | | | |
|-------------------------|--------------|---------|--------------|
| 売出券面額の総額又は売出 振替社債の総額 | 160,000,000円 | 売出価額の総額 | 160,000,000円 |
|-------------------------|--------------|---------|--------------|

- 後略 -

2【売出しの条件】

- 前略 -

(注5) 本社債の発行日は、2022年1月28日である。

社債の要項の概要

- 中略 -

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

満期日前に償還又は買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

(i) 償還為替レートが償還通貨判定為替レートと等しいか円安（豪ドル高）の場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

(ii) 償還為替レートが償還通貨判定為替レートより円高（豪ドル安）の場合、本社債は、以下に従って計算代理人により決定された豪ドル建ての金額で償還されるものとする。但し、かかる満期償還額は、1セント未満を四捨五入するものとする。

額面金額

当初為替レート

「償還為替レート」とは、償還通貨判定日における参照為替レートをいう。

「当初為替レート」とは、2022年1月31日の参照為替レートをいう。

「参照為替レート」とは、午後3時頃（東京時間）時点におけるブルームバーグスクリーンの「BFIX」のページ（又はその後継のページ）上に表示される、1豪ドルに対する日本円の金額で表される外国為替相場の仲値（MID）をいう。観察日（以下に定義される。）において、ブルームバーグスクリーンの「BFIX」のページ（又はその後継

のページ)に当該相場が表示されない場合、計算代理人は、「2 売出しの条件」「社債の要項の概要」「2.償還及び買入れ」「(4) 外国為替障害事由が発生した場合の手続」ウの手続を採用する。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レートから28.00円を引いたレートをいう。

「償還通貨判定日」とは、満期日の10営業日前の日をいう。

「観察日」とは、償還通貨判定日及び2022年1月31日をいう。

- 後略 -

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称及び以下の文章が記載される。

「本書及び本社債に関する令和4年1月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では令和4年1月19日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。

(注)発行会社は、令和4年1月4日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年1月26日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500)連動 円建社債」の売出しについて、令和4年1月7日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2025年2月18日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 2指数(S&P500・ナスダック100指数)連動 円建社債」の売出しについて、また令和4年1月17日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年2月18日満期 米ドル建て 固定利付コーラブル社債(グリーンボンド)」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2020年度（自令和2年1月1日 至令和2年12月31日）
令和3年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 2021年度中（自令和3年1月1日 至令和3年6月30日）
令和3年9月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき外国会社臨時報告書を令和3年11月30日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第四部【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。